

# 平成22年度 幼稚園授業料等軽減実施要領

(国風第一幼稚園)

- 1 趣 旨 本園においては、愛知県から授業料軽減の補助金を受け、この要領により授業料の一部を軽減します。
- 2 軽減該当者 軽減該当者は、幼児の授業料を負担された方（通常の場合は保護者）で次の各号のいずれにも該当する方です。  
① 当該幼児及び授業料負担者がともに県内に住所を有すること  
(なお、当該幼児には、満3歳に達した幼児で翌年4月を待たずに年度途中から幼稚園に入園した幼児を含む。)  
② 次の各項のいずれかに該当するもの  
ア 満18歳未満の子が3人以上いる世帯の3人目以降の幼児のうち、当年度中に満3歳となった幼児であること。  
イ アに該当する幼児以外で、当該幼児が市町村の実施する幼稚園就園奨励費補助金（国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱によるもの。以下「幼稚園就園奨励費補助金」という。）交付の対象となるうち、小学校1・2・3年生に兄・姉を有する幼児を除き、かつ保護者が3の所得基準を満たすこと。  
※ ただし、上記に該当する場合であっても、同一世帯から2人以上就園している場合の2人目以降の園児については、県補助金の対象から外れるものとする。  
ウ アに該当する幼児以外で、かつ、幼稚園就園奨励費補助金の対象外の幼児で今年度に新規で入園したものであること（愛知県内の私立幼稚園からの転入園者を除く。）
- 3 所得基準 所得基準は、次のとおりです。
- | 県区分 | 所 得 基 準   |
|-----|---|
| 乙   | 市町村民税所得割課税額が<br>34,500円を超える183,000円以下の世帯<br>(年収 3,600千円から6,800千円程度) |
- (注) 階層区分欄の「(年収〇〇千円)」は、標準世帯（夫婦子ども2人）の年収を参考までに掲げたものである。
- 4 軽減する額と時期 本園では、原則として次のとおり授業料の軽減を実施します。
- |           | 軽減する額   | 軽減の時期及び方法                      | 備 考   |
|-----------|---------|--------------------------------|---|
| 乙         | 5,500円  | 3月9日に、直接、保護者の方に現金を手渡しで還付いたします。 | 納入すべき授業料年額が、それぞれの区分の軽減額を下回る場合は、納入すべき授業料を限度として軽減を行います。 |
| その他       | 3,500円  |                                |   |
| 満3歳第3子無料化 | 授業料等相当額 |                                |   |
- 5 軽減の決定 軽減の可否を決定し、その結果をお知らせします。
- 6 軽減証書の提出義務 軽減を受け終わったときは、授業料負担者が軽減証書を平成23年3月11日までに直接持参してください（用紙は、本園からお渡しします。）。
- 7 軽減の取消 軽減の決定を受けてから、軽減を受ける要件を欠く事情が生じたときは、軽減額の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合、既に軽減した授業料は、本園へ納入していただきます。
- 8 秘密の保持 本園は、この事業に関して知り得た事実を他に漏らしたりするようなことはいたしません。
- 9 そ の 他 詳細は、本園へお問い合わせください。